

慶應義塾大学法学部法律学科

2021 年度 卒業論文

二・二六事件 陸軍軍法會議法から見る東京陸  
軍軍法會議とその評価

指導教員：片山杜秀

学籍番号：31805586

論文執筆者：齊藤茜

## 目次

はじめに	3
第1章 二・二六事件の概要	4
第2章 陸軍軍法会議の性格	5
第1節 軍のための処罰規定と手続法	5
(1) 陸軍刑法	5
(2) 陸軍軍法会議法	6
第2節 軍法会議法と東京陸軍軍法会議	7
第3節 軍法会議法の人権擁護規定について	11
第3章 東京陸軍軍法会議の実態と評価	14
第1節 看做し特設軍法会議	14
第2節 閻裁判という評価	15
おわりに	17

## はじめに

二・二六事件という世紀大クーデター事件を巡っては、事件当時から今日に至るまで、その真相を探るべく膨大な数の研究が蓄積されてきた。事件発生時の社会的背景や、青年将校らの思想や心情、また事件当日の計画や行動など、あらゆる方向から幾度となく議論が重ねられている。そして、事件後に行われた裁判である「東京陸軍軍法会議」についても同様で、裁判の記録や証言を参考にすることで事件の解像度が高められてきた。長らくこの裁判資料は存在しないと主張されてきたが、1990年代後半になって東京地検内に所蔵されていることが突き止められ、2014年8月には全国の地検が保管している軍法会議等の裁判資料を全公開することが衆議院法務委員会で決定した。こうした研究者からの熱心な働きかけにより、二・二六事件の公判の状況はより明らかとなった。また2020年5月からは、J-DAC（ジャパン・デジタル・アーカイブス・センター）によって「オンライン版二・二六事件東京陸軍軍法会議録」が公開されており、一層の研究進展と二・二六事件公判の解明が期待されている。

しかしながら二・二六事件裁判について、これが依拠していた訴訟手続法である「陸軍軍法会議法」に焦点を置いた研究、特に軍法会議の法律論に特化した考察は、歴史分野研究などの蓄積は見られない。確かに、軍法会議における訴訟記録の多くは、終戦時に破棄され、特に戦地の特設軍法会議に関する記録はほぼ現存していないため研究は困難とされる。しかし二・二六事件裁判に関しては比較的史料が豊富であり、同事件について陸軍軍法会議法という法的観点から確認する余地は十分にあると推察する。

なお二・二六事件裁判というと、「弁護人無し・非公開・一審のみ」で行われたゆえに、闇に包まれた不正裁判であったというような書きぶりでその性質を捉えた評価が散見される。一方で、陸軍軍法会議法の特設軍法会議の例外規定では、制定の段階でもともと「弁護人無し・非公開・一審のみ」を定めていた。裁判手続き全体として、軍当局による恣意的な判断があったことは明らかであるが、既存の陸軍軍法会議法の範疇から逸脱した闇裁判であったかどうかは、一考を要するものと思議する。

そこで本稿では、陸軍軍法会議法の特徴や性質を捉えた上で、二・二六事件裁判においてそれらがどのように発露されたのか、確認を試みたいと思う。

## 第1章 二・二六事件の概要

二・二六事件とは、1936年（昭和11）2月26日から29日にかけて発生した陸軍皇道派青年将校によるクーデター事件である。計画を指揮したとされる首魁は、栗原安秀中尉、安藤輝三大尉、野中四郎大尉、免官となっていた村中孝次、磯部浅一らいわゆる皇道派青年将校であった。26日早晩、決起将校らは歩兵第1連隊、歩兵第3連隊、近衛歩兵第3連隊、野戦重砲兵第7連隊等の部隊中の一部など1483名の在京部隊を指揮して、首相官邸、警視庁、内務大臣官邸、陸軍省、参謀本部、陸軍大臣官邸、東京朝日新聞を占拠した。このとき岡田啓介首相と誤認された秘書官の松尾伝蔵海軍大佐が射殺されたのをはじめ、高橋是清蔵相、斎藤実内大臣、渡辺錠太郎教育総監が殺害され、鈴木貫太郎侍従長が重傷を負った。また神奈川県湯河原滞在中の前内大臣牧野伸顕も襲われたが、辛うじて難を逃れた。なお決起部隊には、北一輝の唱える国家改造論に感化された青年将校や、青年将校の昭和維新の思想に共鳴する下士官もいたが、上官命令として事件に動員された初年兵も多かったという。<sup>1</sup>

事件の原因には、皇道派と統制派の陸軍内抗争があった。1934年11月の士官学校事件、1935年7月の林銑十郎陸相による皇道派の真崎甚三郎教育総監の更迭、同年8月の相沢事件など、事件前の数年の間は特に対立が加速していく。そこに皇道派青年将校の主要部隊たる第一師団の満州派遣が決定されたため、青年将校たちは武力蜂起を早めた。<sup>2</sup>そして決起部隊は首相官邸はじめ陸軍省、警視庁などを占拠し、川島義之陸相に「蹶起趣意書」を突きつけ、国家改造の断行を要求する。しかし、「股肱の重臣」を殺傷された天皇は激怒して、当初から決起部隊の鎮圧を求めることとなった。しかし決起部隊に同情的な陸軍首脳に看過或いは工作されたことで、事態の処理は一部混迷する。29日になって、戒厳司令部によって約2万4000人の兵が反乱軍を包囲すると、「原隊へ帰れ」「抵抗するものは射殺する」などといって下士官・兵に帰順を呼びかけた。これにより多くの下士官は帰順し、青年将校についても野中大尉が自決したほかは、憲兵隊によって検挙された。鎮圧後は、関係者の処分が急がれ、3月4日の緊急勅令によって非弁護・非公開・一審終審制の東京陸軍軍法会議が特設される。そして4月28日から約2か月間という僅かな期間の審理で、主謀者の青年将校ら17名には死刑が言い渡された。また青年将校らの思想に影響を与えた理論的指導者として、民間人の北一輝・西田税も検挙され、翌年8月19日には銃殺刑に処された。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 高橋正衛著(1994)『二・二六事件「昭和維新」の思想と行動 増補改版』,中公新書

<sup>2</sup> 粟屋憲太郎・小田部雄次編 (1984)『資料日本現代史9 二・二六事件前後の国民動員』,大月書店

<sup>3</sup> 新井勲(1949)『日本を震撼させた四日間』,文芸春秋新社

## 第2章 陸軍軍法会議の性格

### 第1節 軍のための処罰規定と手続法

#### (1) 陸軍刑法

国家組織として敵国との戦闘を目的に設置された武装集団である軍に対しては、一般国民とは異なる規律が必要とされ、一般刑法とは別に制定した処罰規定が存在していた。そのうち陸軍に関するものとしては、1908（明治41）年4月10日に制定された法律第46号「陸軍刑法」、1911（明治44）年10月13日の軍令陸第4号「陸懲罰令」がある。

（陸懲罰令については、大正8年軍令陸第18号、同年軍令陸第22号、大正10年軍令陸第8号、昭和15年軍令陸第28号によって改訂された。）このうち陸軍刑法は、主として陸軍軍人で罪を犯した者に適用されたが、哨兵に対する暴行・脅迫（64・67条）、侮辱（74条）、軍用物の損壊（79・85条）、戦場等での略奪（86・89条）、俘虜に関する一定の行為（91・93条）違令行為（95・97・99条）は軍人以外にも適用された（2条）。<sup>4</sup>陸軍刑法において叛乱の罪として処罰の対象として規定されたのは、第25条から34条までの行為であったが、いわゆる狭義の「叛乱」にあたるのは第25条・26条であって、次のように規定されていた。<sup>5</sup>

「第二五条 党ヲ結ヒ兵器ヲ執リ反乱ヲ為シタル者ハ左ノ区別ニ從テ処断ス

一 首魁ハ死刑ニ処ス

二 謀議ニ参与シ又ハ群衆ノ指揮ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁固ニ処シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期懲役又ハ禁固ニ処ス

三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス」

「第二六条 反乱ヲ為ス目的ヲ以テ党ヲ結ビ兵器、弾薬其ノ他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前条ノ例ニ同シ」

なお、陸軍刑法に特徴的な規定として軍人の政治活動の禁止条項（第103条）があり、次のように定めていた。

「第一〇三条 軍人政事ニ関スル事項ヲ上書建白シ又ハ講談論説シ若シクハ文書ヲ以テ之ヲ広告スル者ハ一月以上三年以下ノ輕禁固ニ処ス」

この103条の規定は、元々は改正前の1881年陸軍刑法の違令罪中の第110条から引き継がれた条項である。旧第110条自体は、1881年陸軍刑法の草案修正段階に、公布の約2週間という直前の閣議において、同年の「四將軍上奏事件」に見られたような軍人の政治活動を弾圧する意図により、急遽強引に加設されたものであった。これにより初めて軍人の政治関与が犯罪化された。しかし、日露戦争後に軍の高級官僚などが「軍部」として政治的発言力を強めるようになると、本規定は軍部やそれに連なる将校に対しては徐々に効

<sup>4</sup> 宮崎繁樹（2008）「大日本帝国憲法下における叛乱（二・二六事件）：法律の仮面を被った不法と法律を超える法」『法律論叢』,80(4-5),137-193

<sup>5</sup> 選良社編輯部編（1922）『陸軍刑法及軍法会議法』,選良社

力を失い、一般の下士・兵卒にばかりその禁圧が向けられていった。<sup>6</sup>

こうした陸軍刑法と並行して海軍刑法も存在し、これらは共に「軍刑法」と称されているが、双方とも内容はほぼ同一である。軍刑法は、一般刑法に対し特別刑法という関係にあり、一般刑法における司法権限関係や刑罰範囲の規定や考えをベースにしつつも、それらの理論的限界を認識し、罪や刑罰の範囲を特別に拡大させ成立してきたものである。<sup>7</sup>一例として、軍刑法は一般刑法よりも圧倒的に死刑が多いことが挙げられる。先ほど挙げた1881年陸軍刑法の「陸軍刑法草案」の起草に中心的に携わった歩兵大尉井上義行（兼陸軍裁判所権評事）は、一般刑法との区別に関し、「軍律ヲ設クル所以之ヲ要スルニ軍紀ヲ維持シ軍隊ヲ保護スルニ在リ」<sup>8</sup>と指摘している。つまり、軍律における刑を常律よりも重くすることによって、軍紀を維持することを強調している。なお軍法に死刑を多く設けた訳柄については、「夫レ生ハ人ノ欲スル所自由ハ人ノ好ム而ルニ一タヒ軍籍ニ入レハ其自由ヲ奪ヒ又駆テ必死ノ地ニ出入セシム故ニ軍人タル者皆生ヲ舍テ義ヲ取ルノ人ニ非サルヨリハ之ヲ待ツニ嚴刑ヲ以テセサルヲ得サルモノアリ是常律ニ比シ死刑ノ多キ所以ニシテ亦已ムヲ得サルニ出ツ」<sup>9</sup>と述べ、すなわち、軍籍に入り常に死を覚悟する厳格な世界に従事する以上、軍の規律維持のため当然犯罪に対する処罰も死刑を増やし厳格でなければならないと主張した。このように、陸軍刑法は成立の時点において近代軍隊の規律の必要性への認識を示されており、以後改訂を経てもその性格はほぼ変わらず、一般刑法よりもはるかに厳しく裁くことが求められていたのである。

## （2）陸軍軍法会議法

軍法会議とは、前述した軍刑法と並んで、戦前の大日本帝国憲法下において陸海軍軍人等の刑事犯罪を裁くために設置されていた一種の裁判制度である。1889（明治22）年2月11日発布の大日本帝国憲法第57条にある「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」という規定と、第60条の「特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」との規定を法的根拠として設置された、通常裁判所とは別の特別裁判所であった。そして、その裁判所の構成と司法権行使の手続きについて定めた法律が、1921（大正10）年に制定された陸軍軍法会議法及び海軍軍法会議法であった。軍法会議制度の目的は、刑事訴訟手続きに則った国家の裁判権と軍統帥権との調和を図ることにあったとされる。すなわち一般の刑事法に対して、軍の特殊性を勘案して作成された法律が、実体法たる軍刑法と、訴訟手続法としての軍法会議法であった。

<sup>6</sup> 遠藤芳信（2003）「1881年陸軍刑法の成立に関する軍制史的考察」『北海道教育大学紀要,人文科学・社会科学編』,54(1),125-140

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 井上義行(1882)『陸軍刑法釈義』,内外兵事新聞局,東京

<sup>9</sup> 同上

最初に日本で誕生した軍隊内の刑事裁判制度は、1883（明治16）年にフランス軍制度の模倣した陸軍治罪法である。ここで母法としたフランスの刑事法が糺問主義的性格だったことから、前代的な色彩が強く残り、被告人の人権擁護などは概念すら登場しなかった。しかしその後、1921（大正10）年に陸海軍治罪法の改正法として、陸軍会議法及び海軍法会議法が制定された。さらに翌年1922（同11）年には、一般法も大正刑事訴訟法に改められた。これらの成立によってドイツ型に倣った戦前の刑事司法制度が確立し、糺問主義から弾劾主義に移行する転換点となった。<sup>10</sup>この軍法会議法が規定する常設軍法会議<sup>11</sup>の訴訟手続は、旧刑事訴訟法の規定に概ね整合されていた。明治期の軍法会議には認めていなかった弁護権の付与、審判公開、上告などの複審制等といった被告人権擁護に配慮した規定が追加されたのである。大正デモクラシーの風潮下で成立した陸海軍軍法会議法は、「一般法の規定に整合し、被告人の人権擁護と司法権の独立を宣言した、民主主義的な刑事裁判を規律する法律」<sup>12</sup>であったのである。一方で、軍法会議法では戦地での裁判を想定した特設軍法会議については、例外として弁護権の制限、審判の非公開・一審終審制という糺問主義的性格を呈する規定を設けており、軍法会議の特殊性がここに表れていたと言える。

## 第2節 軍法会議法と東京陸軍軍法会議

実際に1921（大正10）年の法令第85号「陸軍軍法会議法」<sup>13</sup>を確認してみると、本則が第1～531条、附則が532～562条という作りになっている。具体的構成としては、第1編第1章（1～7条）「軍法会議ノ裁判権」、第2章（8～30条）「軍法会議の管轄権」、第3章（31～45条）「軍法会議ノ職員」、第4章（46～60条）「審判機関」、第5章（61～64条）「予審機関」、第6章（65～79条）「検察機関」、第2編「訴訟手続」第1章「総則」第1節「裁判官ノ除斥及回避」（80～86条）、第2節（87～94条）「弁護及輔佐」、第3節（95～105条）「裁判」。同章第4節（106～127条）「書類」、第5節（128～137条）「送達」、第6節（138～139条）「期間」、第7節（140～185条）「被告人ノ召喚、勾引及勾留」、第8節（186～190条）「被告人訊問」、第9節（191～223条）「押収及搜索」、第10節（224～233条）「検証」、第11節（234～268条）「証人訊問」、第12節（269～282条）「鑑定」、第13節（283～287条）「通訳」、第2章「始審」、第1節（288～311条）「捜査」、第2節（312～338条）「予審」、第3節（339～351条）「公訴」、第4節（352～417条）「公判」、第3章（418～472）「上告及び非常上告」、

<sup>10</sup> 山本政雄（2008）「旧陸海軍軍法会議法の意義と司法権の独立：五・一五事件及び二・二六事件裁判に見る同法の本質に関する一考察」『戦史研究年報』,11,64-83

<sup>11</sup> 戦時・平時を問わず恒常に設置された軍法会議を指す

<sup>12</sup> 山本政雄（2006）「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯：立法過程から見た同法の本質に関する一考察」『防衛研究所紀要』,9(2),45-68

<sup>13</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブより「陸軍軍法会議法・御署名原本・大正十年・法律第八十五号」を参照

第4章（473～497条）「再審」、第5章（498～531条）「裁判ノ執行」となっている。<sup>14</sup>なお以下では、二・二六事件裁判こと「東京陸軍軍法會議」及びその形式的位置付けである「特設軍法會議」の検討に必要な条項についていくつか掲げる。

まず、第1編第1章の「軍法會議ノ裁判權」の第3条では「軍法會議ハ陸軍刑法第八条第四号前段ニ記載シタル者ニ対シ其ノ犯シタル陸軍刑法ノ罪ニ付裁判權ヲ有ス」として、陸軍軍法會議法という手続法が陸軍刑法で定めた罪に対するものであることを規定している。同編第2章「軍法會議の管轄權」うちの第8、9条は、軍法會議の設置に関する条項であり、次のように定めている。

「第八条 軍法會議ヲ設クルコト左ノ如シ

- 一 高等軍法會議
- 二 師団軍法會議
- 三 軍軍法會議
- 四 独立師団軍法會議
- 五 独立混成旅団軍法會議
- 六 兵站軍法會議
- 七 合團地軍法會議
- 八 臨時軍法會議」

「第九条 高等軍法會議及師団軍法會議ハ之ヲ常設ス

軍軍法會議、独立師団軍法會議、独立混成旅団軍法會議及兵站軍法會議ハ戰時事變ニ際シ必要ニ因リ之ヲ特設ス

合團地軍法會議ハ戒厳ノ宣告アリタルトキ合團地境ニ之ヲ特設ス

臨時軍法會議ハ戰時事變ニ際シ必要ニ因リ特設又ハ分駐シタル陸軍ノ部隊ニ之ヲ特設ス」

上記条項によれば、高等軍法會議と師団軍法會議を常設軍法會議とし、その他の軍軍法會議、独立師団軍法會議、独立混成旅団軍法會議、兵站軍法會議、合團地軍法會議、臨時軍法會議などの戦時や緊急時を想定したものを特設軍法會議として規定している。二・二六事件の場合は師団軍法會議で審理することも可能だったはずだが、実際には緊急勅令に依拠する異例的な特設軍法會議として東京陸軍軍法會議は行われた。事件3日目である2月28日に、陸軍省が作成した「事件処理要綱」で「東京陸陸軍軍法會議ニ於テ嚴罰主義ニ依リ速ニ処斷ス」ことが決まるごとに、直ちに緊急勅令案の起案が始まった。同日の夜から内容検討と協議が始まり、そのメンバーとして陸軍省軍務局軍事課の高級課員・武藤章少佐、同省軍務局兵務課長・西村琢磨大佐、同省法務局長・大山文雄、法務局上席局員・匂坂春平陸軍法務官、法務局員兼陸軍書記官・日高巳雄陸軍法務官らがこの起案の作成に携わった<sup>15</sup>という。匂坂春平が所蔵していたいわゆる匂坂資料<sup>16</sup>によれば、当初は東京陸軍軍法會議の設置について3

<sup>14</sup> 日高巳雄（1934）『陸軍軍法會議法講義』,良栄堂

<sup>15</sup> 北博昭（1983）「東京陸軍軍法會議の設置と陸軍省法務局」『日本歴史』,427,56-71

<sup>16</sup> 原秀男・澤地久枝・匂坂哲郎編（1990）『検察秘録 二・二六事件』,角川書店

案ほどあったようだが、結果的には3月1日の閣議決定に基づき、法律に代る緊急勅令として昭和11年勅令第21号「東京陸軍軍法會議に関する件」が3月4日より公布・施行され、この勅令を基に二・二六事件をだけを管轄する東京陸陸軍軍法會議なる特設軍法會議が臨時に設置された。（なお、この緊急勅令の具体的な条文については、後述する「第2節 一番・非公開・弁護人なき裁判」において確認する。）

続いて、同編第3章「軍法會議ノ職員」では、第31、32条で判士や陸軍法務官等の配置について定め、第33、44条では特設軍法會議における例外を示し、軍法會議長官<sup>17</sup>に広い裁量を与えることを規定しており、次の通りである。

「第三十一条 軍法會議ニ判士、陸軍法務官、陸軍錄事及陸軍警査ヲ置ク」

「第三十二条 判士ハ陸軍ノ將校ヲ以テ之ニ充ツ」

「第三十三条 將官ヲ以テ判士ト為ストキハ陸軍大臣ノ奏請ニ因リ之ヲ命ス

特設軍法會議ニ於テハ長官又ハ其ノ直系上官ハ急速ヲ要スル場合ニ限り部下ノ將官中ヨリ判士ヲ命スルコトヲ得」

「第四十四条 特設軍法會議ニ於テハ長官ハ陸軍ノ准士官又ハ下士ヲシテ錄事ノ職務ヲ行ハシメ陸軍ノ下士又ハ兵卒ヲシテ警査ヲ行ハシムルコトヲ得」

次に、同編第4章「審判機関」の第47、48、49、53、60条で審判の合議体の構成と、被告人の官等に応じた判士の官等及び人数比について規定されている。

「第四十七条 審判ハ裁判官五人ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ為ス  
裁判官ハ判士及法務官ヲ以テ之ニ充テ上席判士ヲ裁判長トス

特設軍法會議ニ於テハ上席判士及法務官ヲ除クノ外裁判官二人ヲ減スルコトヲ得」

「第四十八条 裁判官ハ長官之ヲ定ム」

「第四十九条 師団軍法會議及特設軍法會議ニ於テハ判士四人及法務官一人ヲ以テ裁判官トス

前項ノ判士ハ左ノ區別ニ從ウ

- 一 被告人下士又ハ兵卒デアルトキハ中佐又ハ少佐一大人尉一大人尉、中尉又ハ少尉二人
- 二 被告人中尉、少尉又ハ准士官ナルトキハ中佐又ハ少佐一大人尉二大人尉又ハ中尉一人
- 三 被告人大尉ナルトキハ大佐又ハ中佐一人少佐二大人尉一人
- 四 被告人少佐ナルトキハ大佐一人中佐二人少佐一人
- 五 被告人中佐ナルトキハ少将一大人佐二人中佐一人
- 六 被告人大佐ナルトキハ中将一人少将二大人佐一人
- 七 被告人將官ナルトキハ被告人ト同等以上ノ將官四人」

「第五十三条 被告人將校相当官、軍尉、海軍軍人又ハ海軍軍尉ナルトキハ其ノ官等、等級又ハ階級ニ從ヒ將校、准士官、下士又ハ兵卒ニ準シ判士ヲ區別ス」

第47条では審判の構成を裁判官5名の合議体とすることを原則とする一方、後段で特設軍

<sup>17</sup> ここでいう「長官」とは、陸軍大臣や師団長、部隊指揮官など、軍法會議法の規定に従い全ての訴訟手続を主宰する者を指す。

法会議においては上席判士と法務官以外であれば裁判官を2人減らすことも可能、すなわち3人からなる合議体であっても認めるとしている。続く49条では、合議体の判士は、その裁判で被告人となる人物の階級より同等以上の者に加え2段階以上高位の者が必ず一名以上が参加することを規定している。（なお53条は49条の示したケース以外の官等、等級、階級に対する扱いを定めている。）東京陸軍軍法会議の実際の公判状況を確認すると<sup>18</sup>、この規定に則り、判士の人数が5人の場合と3人の場合が混在しており、また被告人の官等に従つて担当する裁判官の官等がそれぞれ変動していることが伺える。

次に、同編第6章「検察機関」では、検察官の身分について定めている。69条で「長官ハ法務官試輔ヲシテ検察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得」とし、原則として検察官は法務官試輔が担当することを決めているが、70条では「特設軍法会議ニ於テハ長官ハ陸軍ノ将校ヲシテ検察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得」として例外を認めている。また第2編第1章第1節「裁判官ノ除斥及回避」のなかにある80～86条では、裁判の公正性のため、裁判官が被告人や被害者と婚姻・血縁・後見人等などの特殊な関係の場合、長官は裁判官を変更しなくてはならない規定する一方、特設軍法会議においては本節の規定によらず判断することを認めている。続いて、同章第2節（87～94条）「弁護及輔佐」では、弁護人の選任について定めおり、次の通りである。

「第八十七条 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ弁護人ヲ選任スルコトヲ得  
被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫は独立シテ弁護人ヲ選任スルコトヲ得」

「第八十八条 弁護人ハ左ニ記載シタル者ヨリ之ヲ選任スヘシ

一 陸軍ノ将校又ハ将校相当官

二 陸軍高等文官又ハ同試補

三 陸軍大臣ノ指定シタル弁護士」

これによれば、原則として被告人（及びその代理人等）は公訴された後はいつでも弁護人を選任でき、陸軍内の将校や高等文官、又は陸軍大臣指定の弁護士から選べるとしている。なお同節内には、特設軍法会議に関する例外規定の存在は確認されないが、第2編第2章第4節「公判」の中で、具体的な裁判の状況を指定した上で、弁護人の選任に関する特設軍法会議の例外を定めていることが分かる。367条では「死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但し判決ノ宣告ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス」と規定し、原則として一定の重大事件における事件では弁護人の選任を開廷の条件とすることを定めている。しかし、その後に続く370条では「前三条ノ規定ハ特設軍法会議ニ付テハ之ヲ適用セス」とし、特設軍法会議の開廷に弁護人は必要ないとしていた。このほかに同節の中では、371条で「辯論ハ之ヲ公開ス」、409条で「判決ノ宣告ハ公開シテ之ヲ為ス但シ辯論ノ公開ヲ停メタル事件ニ付テハ決定ヲ以テ理由ノ告知ニ限り公開セシテ之ヲ為スコトヲ得」と規定する一方、417条において「本節中審判の公開ニ関スル規

<sup>18</sup> 伊藤隆・北博昭共著（1995）『二・二六事件 判決と証拠』、朝日新聞社

定ハ之ヲ特設軍法会議ノ訴訟手続ニ適用セス」として、特設軍法会議の非公開を認める規定が置かれている。

次に、同編第3章「上告及び非常上告」の418条では「上告ハ師団軍法会議ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得」と定め、師団軍法会議という常設軍法会議についてのみ上告権を認めている。これはすなわち、特設軍法会議が一審終審制であることを示している。また468条で「軍法会議ノ判決確定後其ノ判決法律ニ於テ罰セサル所為ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相当ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ高等軍法会議ノ長官ハ検察官ヲシテ高等軍法会議ニ非常上告ヲ為サシムルコトヲ得」と規定し、誤って相当の刑より重く刑を判定してしまった場合の救済措置として、判決確定後に非常上告することが認められている。非常上告については、常設軍法会議に限定するといった規定ぶりではなく、特設軍法会議の例外を置いていないことから、特設軍法会議の場合でも適用され得るものと解される。なお東京陸軍軍法会議では、厳罰主義の方針により被告人らは相当刑より重く処断されたものと見受けられるものの、非常上告が行われた形跡については存在が確認されない。

### 第3節 軍法会議法の人権擁護規定について

前節で紹介した、第2編第2章第4節「公判」の370条や417条などの特設軍法会議に関する条項は、一見するに裁判の公正性を欠かせる規定であるが、一方でそもそも特設軍法会議とは戦地での裁判を想定し、戦時事変等に際して必要に応じ各地で設置されるのが本来の性質である。迅速さが求められる場面で逐一弁護人の選任し公開で弁論を行うことは現実的ではなく、また軍の機密情報の漏洩に繋がりかねず、訴訟手続の簡略化を認めること自体は必然ともいえそうである。そこで、軍法会議法において弁護権や弁論公開といった人権擁護規定に原則と例外が置かれた背景を、その制定過程とともに簡便ながら確認したいと思う。なお、以下の説明については、前掲した山本政雄氏の「旧陸海軍軍法会議法の制定経緯-立法過程から見た同法の本質に関する一考察-」(2006)の論文を特に参考としながら、引用文献等を選定し文章を作成する。<sup>19</sup>軍法会議法の制定の発端となったのは、1908(明治40)年12月の第24帝国議会、1909(明治41)年12月の第25回帝国議会で、弁護士の花井卓蔵が陸海軍治罪法の改正を訴える質問を提議したことである。明治初期の制定以来から旧態依然として糾問主義的性格であった陸海軍治罪法に、花井は弁護権の付与や上訴権などの人権擁護規定を新たに設けるべきだと要求した。<sup>20</sup>しかし帝国議会での働きかけのみでは法案作成に進捗がなかった陸海軍当局に対し、1914年3月に花井は「軍法会議ノ公開及辯護権上訴権ニ關スル質問主意書」と題する質問書を提出する。<sup>21</sup>ここでは、裁判を公開するよう改正を迫る文言も示されており、以下のように記載されていた。

「一 陸軍治罪法海軍治罪法ノ改正ヲ爲スニ當リ軍法會議ヲ公開シ辯護権上訴権ニ關ル規

<sup>19</sup> 前掲 山本政雄 (2006) の論文を参考に文章を作成

<sup>20</sup> 前田英昭編・解題(1991)『帝国議会報告書集成 第四卷』,柏書房

<sup>21</sup> 「陸軍省大日記 大正三年 甲輯第六類」(防衛省防衛研究所所蔵)

定ヲ設クルノ必要ハ今仍之ヲ認ムルヤ（中略）

五 海軍軍人収賄事件ハ重要問題トシテ中外ノ環視スル所トナレリ治罪法中一部ノ改正ヲ行ヒ軍法會議ヲ公開シテ事件ノ真相ヲ天下ニ明ニシ中外ノ疑惑ヲ解クニ意ナキヤ」

ここで興味深いのは、海軍治罪法の改正を行い海軍軍人収賄事件の軍法會議を公開すべきだと主張している点である。この海軍軍人収賄事件とは、1914（大正3）年1月に起きた海軍の一大疑獄事件ことシーメンス事件を指しており、花井はこの軍内部の不祥事について内々に裁くことを咎めていた。これに対し陸海軍省は、シーメンス事件の軍法會議については公開のための改正は行わないとしたが、陸海軍治罪法の改正法において公開の原則を追加することについては容認した。<sup>22</sup>

軍法會議法における人権擁護規定の創設をめぐっては、明治期以来の法典整備を担う機関である法律取調委員会<sup>23</sup>と陸軍省・海軍省との間でも大きな認識の対立があった。それを窺わせるのが、軍法會議法案の審議過程において1914年11月に設置された「陸軍治罪法海軍治罪法改正案共同調査委員会」での議論である。当委員会では、同時期に検討されていた一般の訴訟手続法たる明治刑事訴訟法改正法案との整合を目的とし、軍の関係者以外に外部の司法関係議員を集め、検事総長平沼駿一郎、司法省刑事局豊島直道、そして花井弁護士などが参加していた。委員会の議題の主軸は予審制度の廃止議論であったものの、この法案審議の中では弁護権の付与に関する議論も繰り広げられていた。軍側の委員は、軍法會議被告人に弁護人を付けるべきではないと主張し、中でも海軍省法務局長内田重成主理は「第一 軍事裁判ハ迅速ヲ貴フモノナルニ辯護を附スルトキハ訴訟ノ淹滯ヲ來ス（中略）第二 辯護人ヲ入ルルトキ辯護ノ自由ナルヲ以テ（中略）軍隊内ニ恐ルヘキ思想ヲ養成スルニ至ル 第三者 辯護ノ爲シ方如何ニ因リテハ上官ニ對スル反抗心輕侮心ヲ惹起セシメ爲ニ服從ヲ破壊スル萌芽ヲ生セシムル虞アル」<sup>24</sup>と述べている。また陸軍教育総監本部長の菊池慎之助中将は「若シ辯護人ナル者ハ法ヲ正當ニ解シ正邪善惡ヲ糺スモノナリトスレハ裁判官亦然リ即法ヲ適用スル者ナルカ故ニ特ニ辯護人ヲ入ルル必要ハ之ナシ」<sup>25</sup>と言った。これに対して花井などの外部参加者は、このような法律論とかけ離れた論理を展開する軍の委員たちを強く非難した。軍関係者が唱える弁護人不要論とは、すなわち、法を用いて真偽を糺すという弁護人の機能は裁判官の機能と同質であり、弁護人をあえて審議に加えることについてはその必要性に欠けるとともに、軍律の維持と迅速さを重視する軍事裁判においては、訴訟を停滞させる可能性があり弊害が大きいというものである。一般的な刑事裁判の中では、当時すでに被告人の当然の権利として認識されていた弁護権であるが、軍の関係者の間では十分な認識が形成されていなかったのである。結果的に、ここでの議論は収集せず打ち切られることとなったが、その後陸海軍大臣からの言明を受けて法案は修正され、その後の軍法会

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> 内田文昭,山火正則,吉井蒼生夫編(1993)『刑法(明治40年)』,信山社出版

<sup>24</sup> 『陸軍治罪法海軍治罪法改正案共同調査委員會議事録』(出版社、出版年不明)

<sup>25</sup> 同上

議法成案では弁護権の付与が明文化された。しかし、特設軍法会議については、旧陸軍治罪法の時と同様に弁護権を不要とする方針のまま据え置かれたようである。以上のように、軍法会議法はその制定過程において、元々人権擁護規定の著しく乏しい糺問主義の旧法に、一般法の影響や外部からの指摘を受けて改正が加えられたことで、原則の部分では弾劾主義的な近代手続法に変容させられた経緯があることが分かる。つまり、軍法会議法において、特設軍法会議という非弁護・非公開・一審終審制を認めた例外とは、旧法の原則であり、人権の保護よりも軍律の維持と裁判の迅速性を重視したい軍の考えをそのまま素直に表出させたような部分であったと読むこともできそうである。

### 第3章 東京陸軍軍法會議の実態と評価

#### 第1節 看做し特設軍法會議

本節では、前章で紹介したような各規定を踏まえて、改めて東京陸陸軍軍法會議の実態について俯瞰し、この裁判の形式的な妥当性を確認したいと思う。

先ほどにも挙げた、東京陸陸軍軍法會議設置の法的根拠である昭和11年勅令第21号「東京陸軍軍法會議に関する件」は、起案の段階において陸軍省から「東京陸陸軍軍法會議ニ於テ厳罰主義ニ依リ速ニ処断ス」ことが求められていた。そこで、厳罰かつ迅速な処分を可能とするには、軍の利益を最大限優先し、非弁護・非公開・一審終審制の性格を持つ特設軍法會議という形を取るのが最適であった。しかし、特設軍法會議とは規定上「戦時事変ニ際シ必要ニ因リ」設置することが要件となっている一方、二・二六事件は平時の事案であったし、法定の6種の特設軍法會議のうち形式的に該当するものはなかった。また、被告人が大勢なうえそれぞれ所属先の部隊などが異なっていたため、身分や場所の管轄権についてどう扱うべきか、どの特設会議を設ければ良いのかも問題となっており、既存の規定では対応が困難であった。もしも特設会議として行えなければ、軍人は常設軍法會議で、民間人は普通裁判所の管轄として、通常の手続法で以って各所で裁判が行われることとなる。そうなると、被告人の権利として弁護権・弁論公開・上告及び再審を認められるため、軍の利益を優先した峻厳な裁判を行うという指針に沿わなくなる。そこで、設置に関する既存の要件に関わらず、事件全体を管轄するためだけの特設軍法會議を緊急勅令によって置くという運びになる。<sup>26</sup>この勅令の内容は、次に掲げる通りである。

##### 「勅令第二十一号」

第一條 東京陸軍軍法會議ヲ設ク」

第二條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍大臣ヲ以テ長官トス

第三條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條及第三條ニ記載スル者ノ犯シムル昭和十一年二月二十六日事件ニ關スル被告事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四條 師團軍法會議ノ長官ハ捜査ノ報告ヲ受ケタル前條ノ被告事件ヲ東京陸軍軍法會議ノ長官ニ移送スペシ

前項ノ規定ニ依リ東京陸軍軍法會議ノ長官事件ノ移送ヲ受ケタルトキハ捜査ノ報告アリタルモノト看做シ處分スペシ

第五條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條及至第三條ニ記載スル者以外ノ者ガ同法第一條及至第三條ニ記載スル者ト共ニ昭和十一年二月二十六日事件ニ於テ犯シタル罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第六條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ之ヲ特設軍法會議ト見做ス」  
注目すべきは、第6条において「特設軍法會議ト見做ス」として、東京陸軍軍法會議の位置付けを意図的に定義している点である。軍法會議の設置に関しては、「大日本帝国憲法」第

<sup>26</sup> 北博昭（2003）『二・二六事件 全検証』,朝日新聞社

60条の規定により、必ず法律に依拠していなければならず、東京陸軍軍法会議にも法的根拠が必要であった。しかし、そのために軍法会議法の改正などを待ってはいられない当局は、「大日本帝国憲法」8条に示されている「法律に代るべき」緊急勅令の形式を利用して、正規の特設軍法会議の外に二・二六事件のための「見做す特設軍法会議」<sup>27</sup>を設置したのであった。なお第5条では「陸軍軍法會議法第一條及至第三條ニ記載スル者以外ノ者」すなわち二・二六事件に関与した民間人への裁判権について規定を設けているが、これは決起将校たちの精神的支柱を成した北一輝及び西田税の2名を、軍の管轄の元に裁くため用意されたものであった。

1936年4月28日に、村中孝次ら首魁となる将校23名に対する第1回公判が開廷すると、その後真崎甚三郎予備役大将への判決日までの約1年半にかけて、二・二六事件裁判は行われた。直接行動者1483名のうち、起訴163名、死刑19名、無期禁固7名、有期禁固85名、内執行猶予29名、無罪49名であった。<sup>28</sup>裁判では、被告人は将校班、下士官班(甲)、同(乙)、兵班、常人班の5つに、担当裁判官も同じく5つのグループに分けて編成された。陸軍省としては、迅速な処理のため約1月半程度で裁判を進行させ、判決に達する方針であったとされ、公判に至るまでの当局の状況も非常に慌ただしいものであった。代々木の練兵場の横の東京衛戍刑務所にあったバラックを20ほどの中部屋に分けて、各法務官(予審官)が休日も休まずに調書を作成し、四月中旬に予審を終了し、検察官に送付した。検察官は、それに基づいて起訴或いは不起訴かを確定し、軍法会議が開かれた。公判では、前章で紹介したような特設軍法会議の例外規定の適用によってあらゆる手続きが簡略化され、さらに枢密院『東京陸軍軍法會議ニ関スル件會議筆記』によれば、判決当時は判決文の要約のみを公表し、検察官名も裁判官名も非公表という仕様が採られていた。<sup>29</sup>

## 第2節 聞裁判という評価

このように強引に設置され開廷となった東京陸軍軍法会議については、その公正性の低さについて当時から多方面で指摘されていた。この勅令を審議した枢密院本会議において、原案を審査した荒井審査委員長さえも、「特設軍法会議ハ、弁護人ノ選任ヲ許サス、審判ヲ公開セス、上告ヲ許ササル等、之ヲ常設ノ軍法会議ニ比スレハ被告人ニ不利ナル点アルヲ以テ、万一被告人ニ同情スル者アラバ、此ノ裁判手続ニ不満ヲ抱キ、再び憂フベキ事態ヲ發生スルコト無シト謂ウベカラズ」と述べている。<sup>30</sup>また、首魁として死刑に処された安藤輝三も、獄中で記した手記遺書の中で「公判ハ非公開、弁護人モナク（証人ノ喚請ハ全部却下サレタリ）発言ノ機会等モ全ク拘束サレ裁判ニアラズ捕虜ノ訊問ナリ、カカル無茶ナ公判ナキコトハ知ル人ノ等シク怒ル所ナリ」と、公判の状況を捕虜尋問のようだとして非難している。

<sup>27</sup> 北博昭（1980）「二・二六事件と陸軍省法務局長大山文雄」『軍事史学』,15(4),30-37

<sup>28</sup> 伊藤隆、北博昭共著（1995）『新訂 二・二六事件 判決と証拠』,朝日新聞社

<sup>29</sup> 前掲 北博昭（1980）の論文

<sup>30</sup> 前掲 宮崎繁樹（2008）の論文

る。反乱者を利す罪で禁錮5年に処された斎藤剣元予備役少将は、「弁護人モ付ケズ、公開ハセズ、而モ一審デ裁イテ了ウ構成デアル。私ガ闇裁判ト謂ウ所以デアル。」といって冷評した。このように、当時から非弁護・非公開・一審終審制という点については、特に非難の矛先が向けられている。対する陸軍当局では、闇裁判という評価を持たれることについて、一応の懸念がされていたようである。陸軍法務官小川閑次郎は「予審のみならず公判までも刑務所構内で聞くときは全く暗黒裁判なりとの非難を受くることなきを保し難い」<sup>31</sup>と述べている。これは、予審調書を作った東京衛戍刑務所に近接する代々木練兵場内的一角で公判定が行われたことを憂慮しての発言であった。<sup>32</sup>

確かに、より速やかに厳罰を下す方針を前提とし、常設軍法会議に存する人権擁護規定を意図的に排除したのは明らかな強硬手段であったし、これに統制派グループの政治的意図が含まれていた<sup>33</sup>という意味では、裁かれた皇道派軍人にとっては「闇」的な公判であったと言わざるを得ないと揣摩する。他方で、東京陸軍軍法会議は、形を借りた見做し特設軍法会議といえども、軍法会議法の既存条項と対応した特設軍法会議であることには変わりなかった。従って、そもそも非弁護・非公開・一審終審制をスタンダードとする特設軍法会議において、こうした対処がなされるのは至極当然のことであった。加えて、本稿第2章で確認した軍法会議の一般的な裁判形式及び特設軍法会議で認められる例外規定によれば、公判での手続きがこれらと極端に乖離していた点はそう多くないと認められる。以上の点から、軍律の特性を勘案せずに非弁護・非公開・一審終審制の側面のみを挙げて「闇裁判」と断定し、公判が不正尽くしに行われたかのような評価を下すのは、必ずしも事実に対して適切とは言い切れない恐察する。

<sup>31</sup> 高橋正衛（1964）『現代史資料』、みすず書房

<sup>32</sup> 前掲 北博昭（2003）の書籍を参考に文章を作成

<sup>33</sup> 同上

## おわりに

ここまで、陸軍軍法會議法の性質や、特設軍法會議として行われた東京陸軍軍法會議における適用方法とその事実的背景を見た上で、本裁判の評価のあり方を検討してきた。第1章では二・二六事件の概要を確認した。第2章では陸軍軍法會議の性格として、実体法である陸軍刑法と手続法の陸軍軍法會議法の制定経緯と一部条文と制定経緯を挙げ、軍律の特徴を考察し、また特設軍法會議をめぐる事項や、軍法會議法の人権擁護規定の位置付けを見てきた。第3章では、東京陸軍軍法會議の実態と評価について、看做し特設軍法會議によって設置されたことの意義や影響、そして当時から続く不正裁判との評価と実際の法運用との整合を確認した。

以上より、陸軍当局が「厳罰主義ニ依リ速ニ処断ス」という方針を固め、東京陸陸軍軍法會議を特設軍法會議として管轄内に収めようと操作していた一方、その手続き自体は既存の範疇から完全に逸脱したようなものではなかったことを確認できた。なお、ここでの判決により「厳罰」に処された被告人の兵士たちであったが、判決確定後に恩赦によって減刑されたことで、結果的には当初予定された刑よりも事実上軽く済んでいる側面もある。昭和13年2月11日の恩赦(憲法発布50周年祝典に伴う、減刑令及び復権令並びに特別基準恩赦)と、昭和15年2月11日の恩赦(紀元2600年式典に伴う、減刑令及び復権令並びに特別基準恩赦)による減刑である。<sup>34</sup>昭和13年の勅令第76号では「陸軍刑法第二十五條、第二十六條及第三十條ノ罪竝ニ其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪」「陸軍刑法第百三條ノ罪」<sup>35</sup>に該当する者、昭和15年の勅令第45号では「十三 陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條ノ罪竝ニ其ノ未遂罪及豫備又ハ陰謀ノ罪」<sup>36</sup>に該当する者に対して、刑期が短縮または変更された。さらには戦後の即時恩赦で死刑を免れた被告人も存在した。公判そのものとは離れるが、こうした後の経過なども含めると、決起兵士たちが容赦ない重罰や酷刑を受けたというような表現が、果たして事実に対してどれほど適当であるかもまた疑問である。

また本稿では検証に至らなかった点であるが、2編第1章第3節「裁判」の規定と公判の照合も、一つ意義のある作業ではないかと考える。同節の第98条では、裁判は過半数意見によって確定することを定めるとともに、「裁判官ノ意見三説以上ニ分レ各過半数ニ至ヲサルトキハ過半数ニ至ル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス」としている。これは、裁判官の意見が3つに分かれた場合、過半数に集約されるまで被告人にとって不利な意見から利益となる意見に順次足していくという、一種の人権擁護規定であると推察される。この作業は常設軍法會議か特設軍法會議かを問わず設置されているため、東京陸軍軍法會議において使われた可能性が全くないとはいえない。二・二六事件の実際の公判状況と照

<sup>34</sup> 国立国会図書館著(2018)「恩赦制度の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』,No.1027

<sup>35</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブより『勅令第76号』を参照

<sup>36</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブより『勅令第45号』を参照

らし合わせてみて、このような規定が適用された形跡が果たしてあるのか、非常に興味深い点である。軍法会議法と公判での適用の実態の考察を掲げた本稿であったが、このように確認が及ばなかった事項が膨大に存する。今後さらなる法的観点からの東京陸軍軍法会議研究が進展することを望むとともに、その動向を捉えてみたいと思う。